

令和4年1月4日

高知県経営者協会 御中

高知県商工労働部長  
(高知県商工労働部雇用労働政策課長)

### 消費税の適格請求書等保存方式について

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が始まります。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイス（適格請求書）の保存が必要となります。インボイスの交付を行うためには、「適格請求書発行事業者（注）」の登録が必要であり、その登録申請の受付が昨年10月1日より開始されています。また、制度の円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

（注）インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者のことを指し、課税事業者が登録を受けられることになっています。

下記のインボイス制度特設サイト等により制度をご理解いただくとともに、必要な準備・対応を行っていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 インボイス制度特設サイト等

国税庁 HP において「インボイス制度特設サイト」が公開されているほか、電話相談センターが設けられていますのでご参照ください。

- ・ 国税庁インボイス制度特設サイト（外部サイトへリンク）  
制度概要、Q&A、オンライン説明会申込み、動画チャンネル（You Tube）紹介等  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)
- ・ インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談  
消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター 0120-205-553（無料）  
【受付時間】9時00分～17時00分（土日祝除く）

## 2 税務署主催説明会

各税務署では、原則として毎月1回、事業者の方を対象としたインボイス制度の説明会を開催しており、次回以降の説明会は、本年4月からの開催を予定しています。

事前登録制のため、参加を希望される場合は下記リンク先の「開催日程一覧表」をご覧ください、お近くの税務署の「連絡先」までご連絡ください。

なお、登録の申込状況等により、ご希望の説明会に参加できない場合があります。

- ・国税庁高松国税局ホームページ（外部サイトへリンク）

税に関する情報「消費税のインボイス制度説明会の開催日程について」

([https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/invoice\\_setsumeikai/index.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/invoice_setsumeikai/index.htm))

## 3 講師派遣

各税務署では、事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣しています。

別紙の県内各税務署までお問い合わせください。

なお、開催日程等により、講師派遣できない場合があります。

## 4 支援制度

国の令和3年度補正予算案において、持続化補助金とIT導入補助金でインボイス制度に関連した支援が予定されています。

- ・IT導入補助金

インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助等も対象になります。( <https://www.it-hojo.jp/> )

問い合わせ先：中小企業庁 経営支援部 経営支援課 (03-3501-1763)

- ・持続化補助金

小規模事業者がインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化も支援の対象となります。( <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/hosei/seisansei.pdf> )

問い合わせ先：中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (03-3501-2036)

担当：高知県商工労働部雇用労働政策課

労政担当 瀧渦

電話 088-823-9763